**自転車事故(2)「損害賠償論」**

**講座配信開始(平成28(2016)年3月31日以降の民法の改正点**

1. テキストp.3 中ほど④因果関係(709条)の項で言及のある民法第416条(囲み内)の条文中、第2項が改正後には「2.　特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときには、債権者は、その賠償を請求することができる(平成29法44本項改正)」となっている。
2. テキストp.11上から6行目第722条1項は平成29法44本項改正。改正後の第722条第1項は、「第417条(損害賠償の方法)および第417条の2(中間利息の控除)の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。」となっている。
3. テキストp.13上から1行目第418条(過失相殺)は、平成29法44本条改正。改正後は、「債務の不履行またはこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任およびその額を定める。」となっている。
4. テキストp.14上から10行目には第722条2項について書かれている。第722条1項は平成29法44本項改正。改正後は「第417条(損害賠償の方法)および第417条の2(中間利息の控除)の規定は、不法行為による損害賠償について準用する」となっている。
5. テキストp.16上から6行目の囲み第724条は、平成29法44本条全部改正により、以下のように書かれている。

「第724条　不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

　1　被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき

　　　2　不法行為の時から二十年間行使しないとき

**自転車事故(3)「保険論」**

**講座配信開始(平成28(2016)年3月24日以降の民法および兵庫県条例第6号の改正点**

1. テキストp.2 中ほどの2　保険の基礎知識　(2)保険契約で、講師が触れられていた、民法改正による約款契約の改正については、第548条の後に、第548条の2(定型約款の合意)、第548条の3(定型約款の内容の表示)、第548条の4(定型約款の変更)が加わった。(平成29法44本款追加)
2. 資料として添付されている兵庫県条例第6号「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」は、平成28年３月23日条例第27号最終改正。資料と最新版との違いは以下の補則。

附 則（平成28年３月23日条例第27号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する